

※修学支援新制度

多子世帯に対する支援の拡充について (令和7年4月から実施)

◆ 制度の概要

これまでの修学支援新制度の第Ⅰ～第Ⅲ区分及び第Ⅳ区分（多子世帯）に加え、「第Ⅰ区分（多子世帯）」、「第Ⅱ区分（多子世帯）」、「第Ⅲ区分（多子世帯）」、「多子世帯」の支援区分が新たに設けられることになりました。多子世帯に関する支援区分で認定を受けた学生は、申請に基づき入学金・授業料が免除されます。
※「多子世帯」の区分は収入状況に関わらず認定を受けることができます。

◆ 支援対象

下記の**全てに該当する学部生（在学生、新入生※とも）**が対象

※ 高校等における給付奨学金予約採用で不採用の者も、下記要件を満たす場合には、支援対象となります。

① 生計維持者（父母等）の扶養する子等が3人以上（学生本人を含む）の世帯

扶養する子等とは、税情報により確認できる生計維持者の被扶養者のうち、以下に該当する者を対象とします。

- ・生計維持者の実施・養子（課税情報に反映されていない「新たに出生した実子」等を含む）
- ・生計維持者の年下の親族（弟妹など）

② 資産要件を満たす世帯

給付奨学金に係る資産要件が変更となりました。

- ・給付奨学金の資産要件は、生計維持者の数に関わらず資産5,000万円未満の世帯
- ・多子世帯の授業料等減免については、資産3億円未満の世帯

◆ 支援内容

給付奨学金： 多子世帯で、第Ⅰ～第Ⅳ区分に認定された場合、各区分に対応する給付奨学金が支給されます。

授業料免除： 全額免除 ※令和7年度4月入学者は入学金も対象

◆ 支援を受けるには

「給付・貸与奨学金申請説明会」（4/7（月）・4/8（火）のいずれか）に参加の上、給付奨学金在学採用の申し込みをしてください。

■給付・貸与奨学金申請説明会について

https://www.nara-wu.ac.jp/nwu/news/2024news/pdf/20250314_2.pdf

◆ 注意事項

- ① 扶養されている子どもの数は、確定済みの前年以前の税情報により、日本学生支援機構が判定します。また、申請等の直前（課税情報に反映されない時期）に出生した生計維持者の実子などについても申請による追加されます。
- ② 第一子が扶養から外れたことにより、扶養されている子どもの数が2名以下の世帯となった場合は、支援対象外となります。

※ 上記の内容は、第217回国会において令和7年度予算案及び「大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案」が成立した場合に正式に実施となります。